

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ (お知らせ)

●平成28年度・29年度保険料率が決まりました

皆さまに納めていただく保険料は、2年ごとに保険料率の見直しを行っております。

後期高齢者医療制度の医療費は年々増加する傾向にはあるものの、県の基金の活用等により、平成26年度・27年度保険料と同率のまま据え置くこととなりました。

	保険料率 (年額)
均等割額	41,700円 (据え置き)
所得割率	8.19% (据え置き)

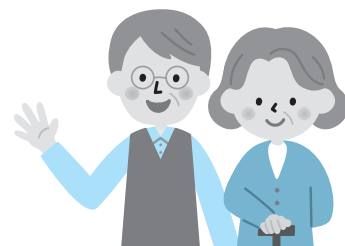
- 平成28年度保険料は、平成28年8月以降に各市町村からお知らせします。
- 所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方に対する「保険料の特例軽減」は、平成28年度も継続されます。

皆さまからいただく保険料は、医療給付のための大切な財源です。

便利で確実、安心な「口座振替」をご利用ください

納付書により金融機関等の窓口で保険料を納付(普通徴収)されている方は、納め忘れがない「口座振替」をご利用ください。

詳しくは、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口までお問い合わせください。



●入院時食事療養費等の見直しについて

入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、入院したときの食事代(1食あたり)が見直しとなります(住民税非課税世帯を除く)。

	一般病床・ 精神病床	療養病床	
		医療区分Ⅰ(軽度)	医療区分Ⅱ(中度)、Ⅲ(重度)
現在	260円	460円	260円
平成28年4月～	360円	460円	360円
平成30年4月～	460円	460円	460円

※指定難病患者、1年以上精神病床に入院している患者等の負担額は据え置きとなります。

住民税非課税世帯の方が食事代の減額を受けるためには、これまでどおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

●「ジェネリック医薬品」を活用しましょう



ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬の特許が切れたあとに販売される、新薬と同等の効果・効能をもつ医薬品のことです。

新薬より安価で、皆さまの窓口負担の軽減や、医療費の抑制につながります。ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

●高額療養費の振込先として農業協同組合の口座を指定されている皆さまへ

福島県内の農業協同組合が平成28年3月に合併しました(東西しらかわ農業協同組合を除く)。高額療養費の振込先として、農業協同組合の口座を指定されている場合は、自動的に新農業協同組合の口座に切り替わります(手続きは必要ありません)。

振込先を変更したい場合は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口で変更申請をお願いします。

●交通事故などにあつた場合はお住まいの市町村の後期高齢者医療の担当窓口「第三者行為等による被害届」の提出をお願いします

交通事故など「第三者の行為」によってケガや病気をし、後期高齢者医療の保険証で医療を受けるときは、「第三者行為等による被害届」の提出が義務となっております。

なお、医療機関等で医療を受ける際にも、第三者行為による受診である事をお伝えください。

届出に必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証 ●印鑑 ●交通事故証明書(後日でも可) 等

手続きの際はマイナンバー「通知カード」をお持ちください

マイナンバー制度がはじまったことにより、後期高齢者医療制度の申請等、各種手続きの際にマイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。

各種手続きの際にはマイナンバー「通知カード」と本人確認ができる書類(被保険者証、年金手帳等)をご持参ください。

通知カード	
個人番号	1234 5678 9012
氏名	福島花子
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇号
平成〇年〇月〇〇日生	性別 女 <input type="checkbox"/> 市長
発行 平成27年10月00日	1234567890

▲通知カードのイメージ

※詳しくは、下記の連絡先またはお住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先 福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館内

電話 024-528-9024